

令和9年度税制改正要望

総 論

我が国の経済活動は、アメリカの通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、食料品を中心とした物価上昇の長期化、人手不足の深刻化、原材料費・エネルギー価格の更なる高騰等により、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。特に、賃上げ要請が強まる一方で、価格転嫁が不十分な中小企業においては、収益確保と人材確保の両立が極めて困難な局面にある。また、海外経済の減速懸念、金融市場の変動、地政学的リスクの長期化など、我が国経済を下押しする不確実性は依然として大きく、加えて自然災害の頻発化・激甚化は、地域経済にとって構造的なリスクとなっている。

政府の税制改正大綱においては、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行が掲げられ、中小企業の投資や人材確保を後押しする施策が講じられている点は一定の評価ができる。しかしながら、税制の複雑化や頻繁な制度変更は、特に中小企業にとって事務負担を増大させるだけで、政策効果を十分に発揮できていない実態も見受けられる。我が国企業の大多数を占め、地域経済と雇用を支える中小企業の持続的成長なくして、経済の安定的発展や財政健全化は実現し得ない。

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、分かりやすく簡素で実効性のある税制の確立を通じ、活力ある中小企業の復活に向けた税制改革を希求し、地域の経済・雇用を担っている中小企業の持続的、安定的な成長、円滑な事業承継を後押しすべく、また税制の改正を通じて、少子化対策を推進し、子育て世帯の負担を軽減し、子育てを支援する仕組みを整えることが必要であると強く求める。

以上の観点から、令和9年度税制改正にあたっては、中小企業税制の恒久化・本則化、賃上げと投資を阻害しない制度設計、事業承継・災害対策の強化、納税事務負担の軽減を重点項目として、以下のとおり要望する。

法 人 税 関 係

企業を取り巻く環境は、働き方改革やコロナ禍以降の雇用形態等の変化や原価高騰などあり、特に地域経済を担う中小企業が不活性化する悪循環を生じている。

そのためには、国際競争力の強化、外国資本の日本への投資促進、中小企業の活性化の観点等からさらに大胆に法人税制の見直しを図るべきである。

その見直しに当たっては、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている中小企業に十分配慮し、中小企業の活性化に資する税制措置を本則化するとともに、成長戦略の一環として制度の拡充をすべきである。

1 中小企業者等の軽減税率の適用

中小企業者等に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円にまで上げるなど、担税力の弱い中小企業者等への配慮を要望する。

2 同族会社の留保金課税の全面的廃止

平成 19 年度改正で、中小企業者等における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

即時廃止ができないのならば、適用する中小企業者等の判定基準である資本金の額を「1 億円以下」から段階的に上げていくよう求める。

3 交際費課税の見直し

交際費は、企業活動にとって必要不可欠の経費であり、課税することは経営上の経費性を否定するものである。企業の規模に拘わらず、原則的に全額損金算入とすべきである。

また、社会慣習上その支出を避け難い慶弔費などは交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

4 減価償却制度の改善

(1) 耐用年数の短縮

国際競争力向上のため、さらに見直しを進め欧米先進国並みの耐用年数にすべきである。

(2) 取得価額 50 万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、取得価格の上限 300 万円を廃止する。企業規模に拘わらず、一時の損金算入とすることを要望する。

5 税額控除の上限引き上げ

近年、企業の設備投資や研究開発、賃上げなどを促進するために、各種税額控除制度が整備されているが、税額控除の本来の目的は、政策目的に沿った企業行動を促すことにあり、上限設定がこれを阻害している。

企業の担税力に応じた負担を求めつつ、投資や雇用促進を妨げない税制の実現が重要である。

そのため、まずは現行の「調整前法人税額の 20%」から 30%に引き上げ、段階的に更なる引き上げを検討することで、企業が積極的に投資を行いやすくなり、自由に成長戦略を描き、日本経済の競争力強化につながる税制を構築すべきである。

6 役員給与の損金算入の拡充

(1) 役員給与の原則損金算入

現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

(2) 業績悪化改定事由により役員報酬を減額した後増額した場合の原則損金算入

業績悪化改定事由により役員報酬を減額改定した後、経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻した場合、その増加部分について原則損金算入できるよう見直すべきである。

(3) 同族会社の利益連動給与損金算入の適用

前記(1)が実現するまでは当面の措置として、経営者の経営意欲を高め、企業活力を

与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金算入を認めるべきである。

7 寄付金課税の見直し

寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。

8 中小企業向け賃上げ促進税制（令和9年3月31日廃止）の恒久化・簡素化

中小企業の持続的な賃上げを実現するため、賃上げ促進税制については時限措置ではなく恒久制度とし、要件の簡素化を図ること。

9 「雇用関連費用」の税制優遇

人材の採用・既存の従業員の定着化のために新しい業務・新しい分野に対応できるスキルを習得させるための費用いわゆる「リスクリング費用」を税額控除対象とすること。

10 中小企業防災・減災投資促進税制の抜本的拡充（即時償却の導入および税額控除の選択制確立）

能登半島地震以降、南海トラフ地震への備えに加え、線状降水帯による記録的豪雨や台風被害が常態化しており、静岡県内の企業にとって防災・減災対策は経営の最優先課題となっていることから、現行の16%特別償却から即時償却または税額控除10%の選択適用への改正を要望する。

11 退職給与引当金の損金算入

各企業の使用人の退職に備えるため、退職金の自己都合要支給額の40%を累積限度額として損金算入を認めるべきである。

12 賞与引当金の損金算入

賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰り入れについて損金算入を認めるべきである。

13 借地権課税

相当の地代認定基準、概ね「年6%」程度については、地代の収益状況及び金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面「年2%」程度に引き下げを求める。

14 電話加入権の資産計上に関する見直しについて

現在の法人税法において、電話加入権は無形固定資産として計上することが求められている。しかし、電話加入権は実質的に売買市場がほぼ消滅し、資産としての価値が著しく低下しているのが実情であり、即時償却を認める税制上の措置が必要である。

15 申告書の提出期限

会社法上の諸手続を含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内とするよう求める。

16 災害見舞金への課税免除

激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めるべきである。

国民の税に対する関心を高め、税の公平性を確保するため、課税最低限度額の適正化や所得階層ごとの税負担の見直しを行い、税負担の公平性を高めることが重要と考える。

これにより影響を受ける低所得者層については、社会保障制度との適切な連携を図り、負担の増加が生活に過度な影響を及ぼさないよう配慮することを提案する。

1 源泉所得税の納期限

平成 24 年度改正において、源泉所得税の納期の特例については 1 月の納期限が 20 日に延長されたが、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情を考慮し、全ての徴収義務者について 1 月の納期限を末日とすべきである。

2 源泉所得税事務の簡素化

年々源泉徴収事務(特に年末調整事務)が複雑化しており、源泉徴収義務者の事務負担に配慮した税制改正(給与所得控除・基礎控除等の各種控除を簡素な制度とする)を要望する。

3 不動産所得の負債利子の損益通算の認容

土地等に係る負債利子は、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められていないが、これを認めるべきである。

相 続 税・贈 与 税 関 係

我が国企業の大部分を占める中小企業は、地域の経済と雇用を担い、日本経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税等の資産課税の負担により事業が承継できなくなるような事態は絶対に避けなくてはならない。

平成 25 年度の税制改正、さらには平成 30 年度の税制改正において非上場株式に係る相続税と贈与税の納税猶予・免除制度の使い勝手を高める改正が行われたが、事業用資産を一般資産と区分して、事業用資産の課税を免除する等の欧米諸国並みの本格的な事業承継制度を確立すべきである。

また、今後高齢化に確実に向かう社会において、高齢者が保有している金融資産や住宅資産等を若年世代に回し易くしていくことを税制が導いていくことで、社会を元気にし、経済の活性化を図ることに大きな貢献があると考ええる。

1 相続税の課税強化の見直し

国際的に見て、平成 25 年度税制改正(平成 27 年 1 月より施行)まで租税負担率が主要各国と同水準にあった相続税は、総体としては従来の負担率を保つべきであり、基礎控除は、平成 25 年度税制改正前の水準に戻すべきである。

2 事業用資産への課税軽減

事業に資する相続税・贈与税については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、課税を大幅に軽減するよう求める。

特に非上場株式の評価については、事業承継の観点と流動性が低いことから株式評価を低減するよう求める。

3 相続財産からの控除

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除する。

4 被相続人の保証債務の弁済

相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにする。

5 財産評価

現在の財産評価方法は大部分が通達委任で運用されており、その運用解釈次第では必ずしも公平とはいえない取扱いが生ずる。

また、不動産の評価については同じ資産価値を測るものに地方税の固定資産税評価額があるが、国税の評価額と一元化して客観的にも理解し易いものにすることが必要である。

そのために、法律でしっかりと財産を評価する仕組みを定め、国も地方も民間も利用活用できるものにすべきである。

6 贈与対象者の拡大

「住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置」、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」については、贈与者に直系卑属がいない場合は、甥・姪に対する贈与にも適用できるよう対象を拡大すべきである。

なお、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」は令和8年3月31日に非課税措置が終了したが、引き続き非課税措置を延長し、その適用対象も拡大すべきである。

7 課税最低限と税率構造の見直し

高齢者から直系の若年世代への生前贈与は、令和5年度の税制改正大綱で、「資産移転時期の選択により中立的な税制の構築」として一部見直しが行われた。

しかし、現行の一般贈与の非課税枠110万円を大幅に拡大するなど、大胆に税率構造を緩和し基礎控除等を見直すなど、贈与税の体系に総合的な検討を加える中で、事業承継の負担軽減や資産移転による若年世代の消費意欲を喚起し緊急経済対策としても有効となるようさらなる工夫が必要である。

消費税関係

令和元年10月の消費税率の引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されたが、適用品目の線引きが極めて難しく、制度が複雑化し、また令和8年度中には「食料品の消費税2年間ゼロ」政策が実施される予定で、益々事業者及び税務行政現場の事務負担を増大させている。

また、令和5年10月からインボイス制度が始まったが、企業にとってはインボイス制度に対応するための事務負担等(経過措置、個別対応方式の処理、電子申告義務化、登録事業者・免税事業者への対応等)が大きくなっている。

消費税は、本来、広く薄く財源を求める間接税であり、そのことに存在意義があり、逆進性云々を問題にすると特質が失われる。

課税は課税で、できるだけシンプルな制度にし、低所得者対策とは切り離すのが望ましい。

1 確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内とする。

2 各種届出書の提出期限

消費税の各種届出書の届出内容は、消費税の申告・納付する上で、納税者にとって重要な

事項であるが、現行の提出期限（課税期間の開始日の前日）までに、その判断を適切に行うことは困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長する。

3 インボイス制度の運用改善と事務負担の抜本的軽減

インボイス制度における「2割特例」の経過措置の見直しに伴い、事業者との取引において消費税相当額の減額交渉や取引停止が再燃する懸念があり、円滑な企業間取引を維持するため令和8年9月末で終了予定の「売上税額の20%納付特例」を、さらに3年間延長することとし、さらには恒久化する。

1 万円未満の取引について、帳簿保存のみで仕入税額控除を認める「少額特例」を恒久化し、対象を全事業者に拡大すること。

印 紙 税 関 係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済減少など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。併せて課税文書に該当するかの判定が難しいことから、文書作成の有無による課非は公平性を欠くので廃止すべきである。

地 方 税 関 係

国と地方の役割を見直し、その役割分担に応じたいわゆる三位一体の改革が実行に移されつつあるが、これは行財政改革つまり地方行政の効率化に寄与するものであり、単なる地方自治体の財源強化論であってはならない。最も重要なことは地方自治体の行財政改革による歳出削減であり行政の効率化である。このことを強く要請し、併せて地域社会の活性化に寄与する税制を要望する。

1 固定資産税の改革

(1) 評価額が下がった場合には、必ず課税標準額に反映させ税額も下がるように課税構造を改善する。

(2) 土地及び家屋に係る固定資産税の軽減

居住用家屋については、再建築価格方式でなく、経過年数に応じた評価方法に改める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価額を課税標準額とするよう改める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設ける。

(3) 土地の評価については、各省庁のそれぞれの目的による複数の評価額が併存しているが、客観的で理解しやすい評価の仕組みを法律でしっかりと定めて評価体制を一元化し、固定資産税評価もこれによることとするべきである。

(4) 地震対策税制の拡充、拡大、延長

平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されているところであるが、耐火改修工事も対象とするよう拡充し、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに適用要件を緩和し、適用期間を延長してより利用し易い制度に改善する。

(5) 法人の償却資産の申告期限の改正等

償却資産の評価に当たっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一

とする。

2 法人事業税の改革

(1) 超過課税の撤廃

地方税は、標準税率を超える高い税率による課税ができることになっているが、特定の企業を対象に超過課税を行うのは公平に反するから、早期に廃止する。

(2) 外形標準課税のあり方

法人税率引き下げの代替え財源として、大法人に対する外形標準課税が拡大されたが、適正な課税を実現するために外形標準に何を求めるのかを、今後も慎重に検討するとともに、地方税制における改革の一環として位置付けることが必要である。

中小企業への拡大はなかったが、大法人に比べて欠損法人の割合が大きく担税力にも乏しい中小企業には将来にわたって課税拡大すべきではない。

また、付加価値割の算出について、事務労力を削減する上でも均等割のように企業の従業員数に応じて課税するなど、できるだけシンプルな制度にすべきである。

(3) 申告納税手続き

二つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにする。

3 事業所税の廃止

事業所税は、事業所の床面積・支払給与総額などを課税標準とする税で、固定資産税と重複しており、また課税地域が限定されているため廃止すべきである。

4 住民税の見直し

(1) 法人住民税の均等割の細分化

資本金 1,000 万円から 1 億円の区分を細分化する。

(2) 個人住民税の所得控除額の簡素化

税制の簡素化の見地から、個人住民税の所得控除額を所得税の控除額と同額にすべきである。

(3) 個人住民税の特別徴収について一括納入制度の創設

納入先市町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収は、特別徴収義務者の管轄する市町村で一括納入、かつ、電子納税できるようにする。

また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図る。

(4) 所得税の基礎控除が最大 95 万円に改正されたことにより、年間の給与収入が 160 万円以下なら所得税は課税されないが、例えば静岡市の場合、基礎控除が 43 万円のため 106 万 5 千円を超えると市県民税が課税となることから、同様の基礎控除の改正を要望する。

そ の 他

1 マイナンバー制度の推進、早期定着化

カードの普及は、マイナンバー制度の利用拡大と行政手続きの簡素化及び行政機関のコスト削減のためにも急がれる。今後のカードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

- (1) カードを利用した場合のメリットを広く周知すること。
 - (2) マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。
 - (3) 導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。
 - (4) 制度推進に当たっては、事業者に急激に加重な事務負担を課さないよう配慮すること。
- 2 将来の税制改正において、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラル等の税法改正や様々な制度導入に向け、その税法・制度設計が複雑化することのなく、簡素化した制度となるよう配慮すること。

また、重大な税制改正等の場合は、十分な工法（納税者にわかりやすい制度設計）と広報を確実に行之い納税者の準備期間の確保をすること。